平成２８年（フ）第４１０６号
大阪府交野市私市６丁目37番23号
破産者　有限会社イマイ総合建築
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１８４号
大阪市西区北堀江１丁目７番４号
破産者　株式会社アクアスタイル
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８５号
岡山県久米郡美咲町塚角1559番地
破産者　福田総業有限会社
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２１９号
広島県東広島市八本松南５丁目２番６号
破産者　株式会社ウエストリード
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２号
松江市嫁島町13番15号
破産者　有限会社阿部祐造商店
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３３号
福岡県久留米市野中町隈下139番地２
破産者　有限会社西部自動車工場
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第９０１９号
東京都葛飾区東金町２丁目４―21、開始決定時の住所東京都葛飾区西水元６丁目４－１
破産者　室田　栄造
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６０４号
東京都江戸川区瑞江１丁目62番８号
破産者　有限会社カラキ原動機
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６０５号
埼玉県三郷市彦音１丁目75―１―106、開始決定時の住所東京都江戸川区瑞江１丁目62―８
破産者　唐木　信雄
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６０６号
埼玉県三郷市彦音１丁目75―１―106、開始決定時の住所東京都江戸川区瑞江１丁目62―８
破産者　唐木　尚之
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５０号
東京都江戸川区東葛西４―７―12　アセンズシティ５―501、住民票上の住所東京都江戸川区東葛西４丁目７―12―501
破産者　山岸　英樹
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１８７号
青森県弘前市大字桜ケ丘２丁目13―１、開始決定記載の住所東京都武蔵村山市中原２丁目40―２
破産者　安本三四二
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３３２号
東京都目黒区大岡山２丁目８―１―405
破産者　杉山　栄敏
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４８１号
東京都江戸川区北小岩７丁目20―20　三星ハウス５
破産者　土田　秀勝
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９５１号
埼玉県川口市北原台１丁目２番６号
破産者　株式会社エフエックス
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０２２号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字中核工業団地16番地10
破産者　株式会社タイテックソリューションズ
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０２３号
東京都品川区東品川３丁目８－８―608
破産者　大澤　　淳
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６９１号
東京都江東区東陽１丁目19―14　ベイプラザ東陽Ｎ棟101
破産者　大川　正樹
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１８６号
埼玉県さいたま市浦和区本太５丁目39―２
破産者　岡部　紘一
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３６１号
東京都足立区東伊興１丁目７―18
破産者　下里　千明
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３８３号
東京都千代田区神田淡路町１－９、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区木場３丁目10番７号
破産者　エムケープリンティング有限会社
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部